3　試験研究費の額（法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）のうち法第六十八条の十四第一項の規定の適用を受ける同条第六項に規定する開発研究用資産（以下この項において「開発研究用資産」という。）に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における同条第七項の規定により読み替えて適用される法第六十八条の九第三項及び第七項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から特別償却実施額（当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）を控除した残額をいう。）を控除した金額とする。

一　当該開発研究用資産につき法第六十八条の十四第一項の規定に係る法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合　同項に規定する普通償却限度額

二　当該開発研究用資産につき法第六十八条の十四第一項の規定の適用を受ける場合　同条第一項又は第四項に規定する普通償却限度額として政令で定める金額

4　法第六十八条の十四第七項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合における第三十九条の三十九の規定の適用については、同条第一項第一号中「第四十二条の四第一項」とあるのは「第四十二条の十第七項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の四第三項」と、同項第二号中「同条第一項」とあるのは「法第六十八条の十四第七項の規定により読み替えて適用される法第六十八条の九第三項」と、同条第四項第一号中「第四十二条の四第一項」とあるのは「第四十二条の十第七項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の四第七項」と、同項第二号中「同条第一項」とあるのは「法第六十八条の十四第七項の規定により読み替えて適用される法第六十八条の九第七項」とする。

5　法第六十八条の十四第十三項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十四第十三項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号のいずれにも該当する連結法人にあつては、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一　実施連結親法人又はその実施連結子法人で当該供用年度において特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したもの　当該特定機械装置等につき法第六十八条の十四第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

二　連結親法人又はその連結子法人で当該連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有するもの　当該繰越税額控除限度超過額のうち法第六十八条の十四第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

6　法第六十八条の十四第十四項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十四第十四項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された連結親法人又は連結子法人について、法第六十八条の十四第五項の規定により当該承認の取消しのあつた日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額に加算された金額とする。

7　法第六十八条の十四第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十一条第一項第一号及び第二項第一号並びに第八十一条の十九第四項第一号ロ及び第二号	掲げる金額に	掲げる金額（租税特別措置法第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に
第八十一条の二十二第一項第二号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）
第八十一条の三十一第一項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額

8　法第六十八条の十四第五項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十四第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十四第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法

第三十九条の四十五第一項中「一式とする」を「一式」に改め、同条第四項中「第六十八条の十五第十一項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十五第十一項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第五項中「第六十八条の十五第十二項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十五第十二項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第六項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

7　法第六十八条の十五第五項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法